# 研修テキスト

## （産業廃棄物収集運搬業）

神奈川県行政書士会

# 研修テキスト　　目次


## 第1章　産業廃棄物とは

1. 廃棄物とは・・・

# 第１章　産業廃棄物とは

１、廃棄物とは

廃棄物処理法では「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）と定義している。

法の定義から廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、占有者が自分で利用したり他人に有償で売却することができないために不要となった固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいい、工場や自動車から排出される排ガス等の気体状のものは廃棄物に該当しない。

また、廃棄物処理法では産業廃棄物を定義し、それ以外の廃棄物を一般廃棄物として、一般廃棄物と産業廃棄物に分類している。

なお、漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂、専ら宅地造成の目的となる土砂に準ずるものは、固形状・液状であっても廃棄物から除外されている。

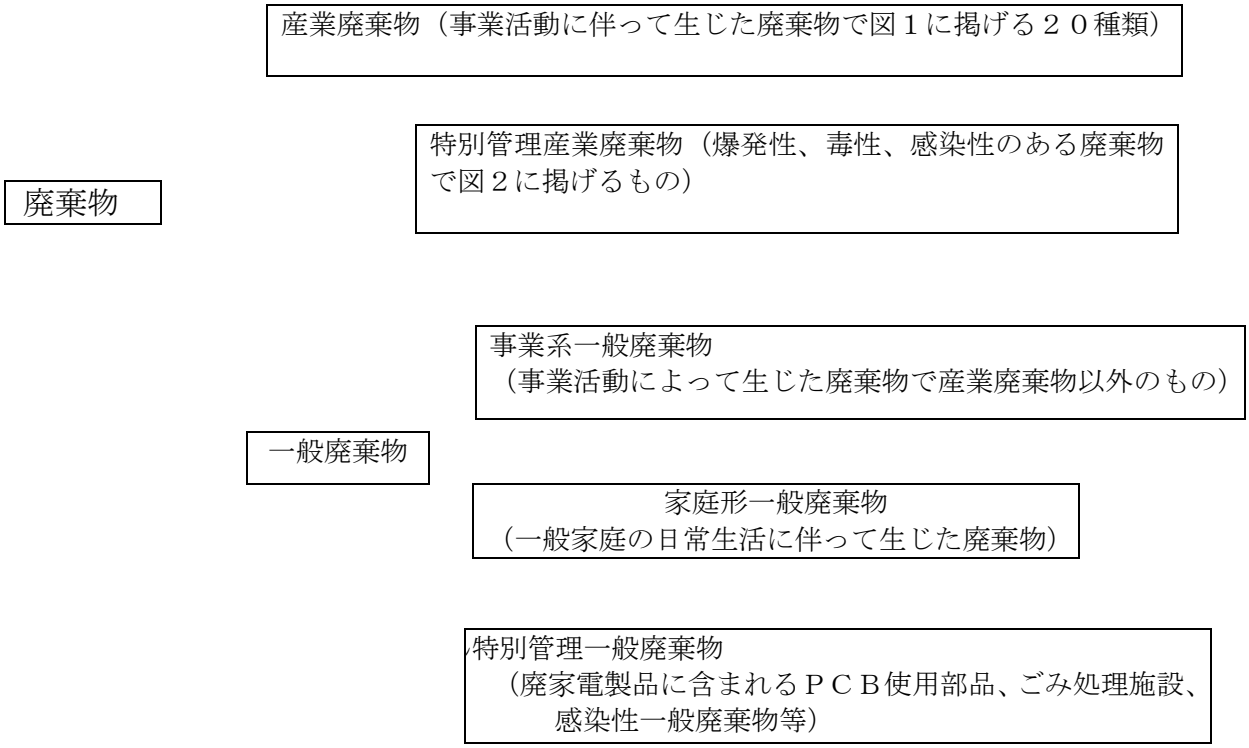


２、廃棄物と有価物

廃棄物処理法はあくまで廃棄物を対象としているため、有価物を保管・運搬・加工する場合は適用がない。それ故に、不適正に廃棄物を保管・運搬・加工しているにもかかわらず、「これは有価物であるので、廃棄物処理法に抵触しません。」というような言い逃れ

が多く見受けられる。そこで都道府県等が廃棄物処理法を適正に運用するために、国は「行政処分の指針」の中で「廃棄物の該当性の判断について」という項目を設け解説している。

注意　廃棄物の判断基準

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、次に示すとおり、正当な商取引である条件、具体的には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱いの形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

①物の性状

利用の用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

②排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

③通常の取扱いの形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

⑤占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。

このように廃棄物処理法では、「廃棄物か否か」の判断が重要なポイントとなるので、しっかりと押さえていく必要がある。

「廃棄物か否か」を判断する際に輸送費の取扱いを判断する必要がある。

「廃棄物か否か」を判断する際の輸送費の取扱い

産業廃棄物の占有者（A）がその廃棄物を、再生利用するため有償で（金品を支払って）譲り受ける者（B）へ引き渡す場合の収集運搬においては、引き渡し側が輸送費を負担し、その輸送費がモノの売却代金を上回る場合など、そのモノの引渡しに係る事業全体において、引渡し側に経済的損失が生じている場合は、産業廃棄物の収集運搬にあたり、廃棄物処理法が適用になる。

| モノの代金＞輸送費 | モノの代金＜輸送費 |
|---|---|
| 有価物 | 廃棄物 |

３、産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物と一般廃棄物とでは、排出後の処理の責任主体や処理方法が違ってくる。一般廃棄物は自区内処理を原則とし、最終的には市町村に処理責任があるのに対して、産業廃棄物は事業者自らが処理することを原則とし、都道府県を超えた広域移動も認められています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、図1に示すように20種類に分類される。ここでいう「事業活動」とは、製造業や建設業等に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念としてとらえられている。

| |
|---|
| 産業廃棄物<br>①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪動物系固形不要物⑫ゴムくず⑬金属くず⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず⑮鉱さい⑯がれき類⑰動物のふん尿⑱動物の死体⑲ばいじん⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの（政令13号廃棄物） |

また、産業廃棄物には量的な規定がないので、個人事業者等の事業規模が小さい者から排出される場合や、1回の排出量が極めて微量な場合であっても、図１に該当する廃棄物は産業廃棄物となる。

経済活動の発展に伴って廃棄物の組成も複雑になってきており、産業廃棄物は分類された20種類の一つに限定されるとは限らなくなっている。たとえば、「廃油性塗料」は「廃油」と「廃プラスチック類」の混合物に、「廃自動車」は「金属くず」と「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」の混合物としてとらえることができる。

産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがある。
図3の「燃え殻」から「ばいじん」の12種類の廃棄物は製造工程において排出されるものから製品の使用後に廃棄されるものまで、すべてが産業廃棄物である。一方、「紙くず」から「動物の死体」の7種類の廃棄物については、特定の事業活動に伴う場合のみ産業廃棄物に該当する。例えば、製紙工場から排出される紙くずや食品製造業から排出される動植物性残さは産業廃棄物になるが、商店や病院等から排出される紙くずやレストラン、飲食店から排出される残飯類は一般廃棄物となるので取り扱いに注意する必要がある。

このように、事業活動によって排出される廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものは、法に定められた用語ではないが、「事業系一般廃棄物」と呼んでいる。主な事業系一般廃棄物としては、レストラン・飲食店から排出される残飯類、造園業から排出される剪定枝、枯葉等があげられる。

産業廃棄物と一般廃棄物の概念は、元来、人の日常生活から排出される廃棄物で、環境汚染等の問題が少なく、市町村の処理能力で十分に処理可能なものを一般廃棄物とし、事業活動から生ずる廃棄物で、量的・質的に環境汚染の原因となりうるものを産業廃棄物とした。つまり、法的にはまず産業廃棄物を定義してそれ以外のものを一般廃棄物としているが、実際には市町村の処理能力や見解によって取扱いが異なる場合もある。その代表的なものとして、飲料容器（びん、缶、ペットボトル）、弁当がらなどがあげられる。

これらの廃棄物は、種類としてはガラスくず、金属くず、廃プラスチック類に該当し、あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物となるが、「事業活動に伴う」といえるかどうかなどが問題となる場合も多いので、具体的な取扱いについては事業活動を行う区域を管轄する市町村に確認する必要がある。

図1

産業廃棄物の種類

（1）あらゆる業種から排出される物

| 産業廃棄物の種類 | 内容 | 例 |
|---|---|---|
| 燃え殻 | 事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰カス、焼却残灰、炉清掃掃出物等 | 石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、コークス灰、重油燃焼灰、焼却灰、すす、廃カーボン類、廃活性炭等 |
| 汚泥 | 工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの | ● 有機性汚泥<br>製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入している物を除く）、洗毛汚泥、消化汚泥（余剰汚泥）、糊かす、うるしかす<br><br>● 無機性汚泥<br>浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイトかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生セメント、廃触媒、タルクかす、柚薬かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム（油性スカムを除く）、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト（塗料かすを含む物に限る）、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす、建設汚泥等 |
| 廃油 | 鉱物性及び動植物性油脂にかかるすべての廃油 | 潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース油）、切削油系廃油（水溶性、不水溶性）、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（魚油、鯨油、なたね油、やし |

| | | |
|---|---|---|
| | | 油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛油等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アルコール等）、廃可塑剤類（脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等）、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄廃水、タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等）、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、廃ＰＣＢ、廃白土、タンクスラッジ、油性スカム、洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物） |
| 廃酸 | 廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う | 無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白廃液、炭酸飲料水、ビール等） |
| 廃アルカリ | 廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う | 洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液（製錬工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等） |
| 廃プラスチック類 | 合成高分子化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類 | 廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃ベークランド（プリント基盤等）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす、合成ゴムくず等 |
| ゴムくず | 天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類） | 切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムのため廃プラスチック類）、エボナイトくず |
| 金属くず | | 鉄くず、空かん、古鉄・スクラップ、ブリキ、とたんくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切断くず、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等 |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | | ● ガラスくず<br>廃空ビン類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉<br><br>● コンクリートくず<br>製造工程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、石膏ボードくず<br><br>③陶磁器くず<br>土器くず、陶器くず、せっ器くず、磁器くず、レンガくず、耐熱レンガくず、せっこう型、タイルくず等 |
| 鉱さい | | 高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さい（スラグ）、キューボラ溶鉱炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鉱じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く） |
| がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（専ら土地造成の目的となる土砂に準じ | コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片、その他これに類する各種廃材等 |

| | | |
|---|---|---|
| | たものを除く） | |
| ばいじん | ばい煙発生施設・焼却施設の集じん施設で集められたもの | 電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等 |

（２）業種が限定されるもの

| 産業廃棄物の種類 | 内容 | 例 |
|---|---|---|
| 紙くず | • 建設業に係るもの<br>（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）<br>②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行）に係るもの<br>③出版業（印刷出版を行う者に限る）に係るもの<br>④製本業及び印刷物加工業に係るもの<br>⑤ＰＣＢが塗布され、又は染み込んだもの | 印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等 |
| 木くず | • 建設業に係るもの<br>（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）<br>②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの<br>• パルプ製造業<br>• 輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの<br>⑤貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの<br>（注：木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません）<br>⑥ＰＣＢが染み込んだもの | 建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む）、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ等 |
| 繊維くず | ①建設業に係るもの<br>（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）<br>②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック）<br>③ＰＣＢが染み込んだもの | 木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等 |
| 動植物性残さ | 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る | ①動植物性残さ<br>魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶 |

| | | |
|---|---|---|
| | 固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物） | づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等<br>②植物性残さ<br>ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、海苔かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等 |
| 動物系固形不要物 | と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥 |
| 動物のふん尿 | 畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿 | 牛、馬、豚、めん羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿 |
| 動物の死体 | 畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体 | 牛、馬、豚、めん羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等の死体 |

（３）その他

| 産業廃棄物の種類 | 内容 | 例 |
|---|---|---|
| 法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物 | 産業廃棄物を処理するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの | 有害汚泥のコンクリート固形物<br>焼却灰の溶融固形化物 |

４、特別管理産業廃棄物

法では、「産業廃棄物」及び「一般廃棄物」のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分し、処理方法等が別に定められている。

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理方法の基準等が定められ、処理業の許可も区分されている。

そのため、普通の産業廃棄物処理業許可業者は特別管理産業廃棄物は取り扱えず、特別管理産業廃棄物処理業者は普通の産業廃棄物は取り扱うことが出来ない。このことから、排出事業者は自社からの廃棄物が何に該当するかを的確に判断し、その廃棄物を処理できる許可業者に委託する必要がある。

また、特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられているとともに、特別管理産業廃棄物に関する帳簿を備えなければいけない。

なお、普通の産業廃棄物処理業許可と特別管理産業廃棄物処理業許可の両方の許可を受けることも可能である。

図2

特別管理産業廃棄物の種類

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 内容 | 例 |
|---|---|---|
| （引火性）廃油 | 揮発油類、灯油類、軽油類で引火点70°C未満の廃油 | 第4類危険物のうち、第三、第四石油類、動植物性油類以外のものなど |
| （腐食性）廃酸 | pH2.0以下の酸性廃液 | 廃硫酸、廃塩酸など |
| （腐食性）廃アルカリ | pH12.5以上のアルカリ性廃液 | 廃苛性ソーダ液など |
| 感染性産業廃棄物 | 感染の恐れがある産業廃棄物<br>血液等<br>血液が付着した鋭利なもの<br>病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの<br>血液等が付着したもの<br>汚染物・その恐れのあるもの | 病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、感染性病原体を取り扱う研究施設などから排出されるものであって、感染のおそれがある産業廃棄物<br>血液、血清、血漿、体液、血液製剤など<br>注射針、メス、試験管、シャーレなど<br>実験・検査等に使用した試験管・シャーレなど<br>血液等が付着した手袋等（紙くず、繊維くずは感染性一般廃棄物）<br>汚染物が付着した廃プラスチック類（医師等により感染の危険がほとんどないと認められる場合は除く） |
| 特定有害産業廃棄物 | | |
| 廃ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）等 | 廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油 | 古い難燃性絶縁油の一部など |
| 廃ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）汚染物 | ＰＣＢが塗布、染み込んだ紙くず、ＰＣＢが付いた繊維くず、封入された廃プラスチック類・金属くず等 | 古い高圧トランス、進相コンデンサなどの一部 |
| ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）処理物 | 廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ汚染物を処理したもので、基準に適合しないもの◆ | |
| 廃水銀等 | ● 特定の施設において生じた廃水銀等 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | • 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀◇ | |
| | 指定下水汚泥 | 下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥◆ | |
| | 廃石綿等（アスベスト） | 石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの | 吹きつけ石綿、石綿含有（保温、断熱、耐火被覆）材、使用器具・機材など |
| | 廃油（廃溶剤） | 下表09,10,11,12,13,14,15,16,17,18,22の廃溶剤で特定施設から排出されたもの及び当該廃油を処理したもので基準に適合しないもの◆ | |
| | その他 | 特定施設からの廃棄物のうち、次ページの有害物質が基準を超えているもの | |

（参照：廃棄物処理法施行令第１条、第２条の４、廃棄物処理法施行規則第１条の２）

（備考）

- これらの廃棄物を処分するために処理したものも特別管理産業廃棄物の対象

２、◇印：排出元の施設限定あり

３、◆印：廃棄物処理法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（判定基準省令）に定める基準参照

| 金属等の名称 | 廃酸・廃アルカリ◆ | 汚泥等◆ |
|---|---|---|
| 01 アルキル水銀化合物<br>水銀又はその化合物 | 検出されないこと<br>0.05（mg/Ｌ） | 検出されないこと<br>0.005(mg/Ｌ) |
| 02 カドミウム又はその化合物（カドミウムイエローなど） | 0.3 | 0.09 |
| 03 鉛又はその化合物（鉛丹、鉛白など） | 1 | 0.3 |
| 04 有機リン化合物 | 1 | 1 |
| 05 六価クロム化合物（クロム酸、クロム鍍金液など） | 5 | 1.5 |
| 06 ひ素又はその化合物（亜砒酸など） | 1 | 0.3 |
| 07 シアン化合物（青酸ソーダなど） | 1 | 1 |
| 08 ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ） | 0.03 | 0.003 |
| 09 トリクロロエチレン（トリ、トリクレン） | 1 | 0.1 |

| | | |
|---|---|---|
| 10 テトラクロロエチレン（パーク、パークレン） | 1 | 0.1 |
| 11 ジクロロメタン（塩化メチレン） | 2 | 0.2 |
| 12 四塩化炭素(テトラクロロメタン、パークロロメタン) | 0.2 | 0.02 |
| 13 1,2-ジクロロエタン | 0.4 | 0.04 |
| 14 1,1-ジクロロエチレン | 10 | 1 |
| 15 シス-1,2-ジクロロエチレン | 4 | 0.4 |
| 16 1,1,1-トリクロロエタン | 30 | 3 |
| 17 1,1,2-トリクロロエタン | 0.6 | 0.06 |
| 18 1,3-ジクロロプロペン | 0.2 | 0.02 |
| 19 チウラム（農薬の一種） | 0.6 | 0.06 |
| 20 シマジン（農薬の一種） | 0.3 | 0.03 |
| 21 チオベンカルブ（農薬の一種） | 2 | 0.2 |
| 22 ベンゼン | 1 | 0.1 |
| 23 セレン又はその化合物 | 1 | 0.3 |
| 24 1,4-ジオキサン | 5 | 0.5 |
| 25 ダイオキシン類 | 100pg-TEQ/L | ばいじん、燃え殻、汚泥等3ng-TEQ/g |

## 第２章　産業廃棄物処理の流れ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第1条は下記の通りとなる。

第１条　この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

つまり廃棄物処理法は「廃棄物の発生抑制」、廃棄物の適正処理」を行うための法律といえます。

１、排出事業者

産業廃棄物の排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「処理業者に処理を委託する場合」がある。

原則は、排出事業者が責任をもって産業廃棄物の保管、運搬、処分をしなくてはなりません。その際には産業廃棄物の処理基準を遵守しなければならない。もし基準を外れた処理をした場合、罰金等の刑事罰や行政処分が科される。

※処理基準　産業廃棄物の適正処理のためのルール。保管場所の表示、悪臭や害虫防止、飛散流出防止等々詳細に渡って基準があります。排出事業者のみならず処理業者であっても同様に処理基準を遵守しなければなりません。

排出事業者が自ら処理できない場合は、委託基準に従い、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業許可業者等に産業廃棄物の処理を委託することになる。実際には、多くの排出事業者が自ら中間処理施設又は最終処分場を設置することなく、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託していることが実態といえる。もし基準を遵守せずに産業廃棄物の処理委託をした場合、罰金等の刑罰や行政処分が科せられる。

※委託基準　産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可等を有し、委託する産業廃棄物がその許可品目の中に含まれていることや法で定められた事項について、書面で処理委託契約書を締結することや再委託の原則禁止等々が規定されています。

なお、産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者は、原則として自らが受けた処理業務を別の処理業者に任せて（再委託）はいけないとされている。これは再委託により責任の所在があいまいになることが、不法投棄等に結びつくおそれがあると考えられているからである。

排出事業者は産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を産業廃棄物処理業者に交付し、最終処分まで確認することが義務付けられている。収集運搬、中間処理、最終処分、それぞれの工程が終了する度にマニフェストが排出事業者に送られてくるが、戻ってきたマニフェストで契約どおりの処理業者が記載されているか、十分に注意する必要がある。

２、収集運搬（積替え保管を除く）

産業廃棄物の収集運搬とは、「排出事業者から排出された産業廃棄物を収集し、中間処理施設や最終処分場まで運搬すること」である。この収集運搬を業として行う者が収集運搬業者である。産業廃棄物を収集、運搬するに際して、収集運搬の基準が法令で定められているので、遵守のうえ業務にあたる必要がある。

収集運搬業者の役割は、「排出事業者から委託された産業廃棄物を法と委託契約に従い、性状を変えることなく、飛散、流出をしないよう留意して、処分業者まで迅速に運搬すること」である。

収集運搬業を営むには、都道府県知事等の許可が必要となる。その許可申請の手続きについては取扱う産業廃棄物の種類によって産業廃棄物収集運搬業許可と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の二つに区分されている。具体的な申請事務については、事前に許可を受けようとする都道府県等に確認する必要がある。

３、収集運搬（積替え保管を含む）

産業廃棄物の収集運搬においては、収集してから中間処理施設に直接運搬することが原則であるが、運搬効率を上げるために、収集運搬に付随して積替えや保管を行うことが認められている。積替え保管を行うに際しては、産業廃棄物の収集運搬基準、保管基準に基づいて行う必要がある。

なお、許可の取得に当たっては、あくまで、収集運搬業許可に含まれる事業範囲であって、積替え保管単独の許可ではないことに注意が必要である。

各都道府県ではその地域の実情に合わせて、独自に積替え保管施設の基準となる指針を設けていることがある。法令で定めている基準に加えて、立地、構造、維持管理に関する基準を設けるなど、より詳細な項目を定めており、その設置は困難といえるが、具体的な取扱いについては事業活動を行う区域を管轄する都道府県、市町村に相談する必要がある。

４、中間処理

産業廃棄物の適正処理は、収集運搬、中間処理、最終処分など個々のシステムがそれぞれ合理的に作用することによって、排出された産業廃棄物が自然に害や悪影響を及ぼさないように廃棄物に対して措置を加えることである。産業廃棄物を自然に委ねるための基本的技術は廃棄物の排出を最小限に抑えることはもちろん、そのうえで排出された廃棄物を減量化、安定化、安全化、無害化することである。産業廃棄物の中間処理は、この基本的技術を駆使して、最終処分の目的が達成されるように廃棄物を加工・処理することといえる。

また、近年の循環型社会への移行の流れの中で、産業廃棄物の再資源化処理（マテリアルリサイクル）やＲＰＦなどの燃料化・熱利用処理（サーマルリサイクル）も盛んになっており、必ずしも産業廃棄物処理の最終目的が最終処分ではなくなってきている。

なお、これらの処理を事業として営むには、収集運搬業と同様に都道府県知事等の許可が必要となるが、取り扱う産業廃棄物の種類により産業廃棄物処分業許可と特別管理産業廃棄物処分業の許可とに区分される。

５、最終処分

廃棄物処理法では、産業廃棄物の最終処分の方法を埋立処分と海洋投入処分の２つの方法が規定されている。また、これらの方法で処分を行うことが可能な場所も規定している。

なお、海洋投入処分は、条約により原則禁止とされていることから、ここでは埋立処分について解説する。

埋立処分は、産業廃棄物の無用な拡散や流出を避けるために、陸上や水面の限られた場所を区切って貯留構造物を造成し、産業廃棄物を埋立貯留し、より効率的に年月をかけて自然に戻そうとするものである。最終処分場は廃棄物条件、立地条件、周辺条件の三つの条件によってその全体像が決定されることになるが、特に立地条件によって左右されることが多く、一般的にみていくつかのパターンに分けることができる。埋立処分の類型を立地条件によりパターン分けすると次のようになる。

- 山間埋立　山間の谷間を埋め立てるもので、全国で最も数が多い処分場
- 平地埋立　平野部にある窪地や堀込み等を利用して埋め立てる処分場
- 水際埋立　海岸、湖岸の一部を締め切って埋め立てる処分場
- 島型埋立　外周を護岸等によって囲い一つの島をつくる埋め立てで、海面の場合はこの例が多い。

埋立処分される産業廃棄物の最終処分場は、最終処分基準省令により最終処分場の構造基準、維持管理基準から、施設の構造上、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場に分類される。

６、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理

（１）建設工事に伴い生ずる産業廃棄物については、元請業者が排出事業者になる。（発注者や下請け業者ではない）

（２）「建設工事」とは土木建築に関する工事であり、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築又は除去を含む概念であって、解体工事も含まれる。

（３）下請負人は産業廃棄物処理業の許可及び元請業者からの委託処理がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできない。

ただし、例外として、元請業者と建設工事に係る書面の請負契約で定めるところにより、下請負人が自ら運搬を行う場合において、次のいずれにも該当する場合には、下請負人を排出事業者とみなし、処理基準を遵守した上で、収集運搬等の許可なしに運搬することが出来る場合がある。

① 建築物その他の工作物に係る維持修繕工事（新築若しくは増築工事又は解体工事を除く。）であってその請負代金の額が５００万円以下である建設工事（ただし、同一の者が二以上の契約に分割して請け負うばあいにおいては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。）又は新築工事若しくは増築工事若しくは維持修繕工事の工事完成引渡し後、それらの工事の一環として行われる軽微な修繕工事（瑕疵補修工事）であって、請負代金相当額が５００万円以下である建設工事に伴い生ずる廃棄物であること。
② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
③ １回に運搬する廃棄物の容量が１㎥以下であることが明確な廃棄物であること。
④ 当該運搬の途中で積替えのための保管を行わないものであること。
⑤ 運搬先が元請業者の指定する保管場所（元請業者が所有し、又は使用権原を有するものに限る。）又は廃棄物の処理施設（元請業者が設置するものに限る。）であって、当該廃棄物が排出される事業場（すなわち建設工事現場）と同一の都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存するものであること。
⑥ 下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した書面（元請業者及び下請負人の押印がなされたもの）を作成し、当該書面及び請負契約の写し（瑕疵補修工事にあっては、これらに加え、建築物その他の工作物の引渡しがなされた事実を確認できる資料）を携行するものであること。

（４）建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を当該工事現場以外の場所（面積３００㎡以上）で保管する場合には、事前に届出が必要となる。また、届出事項を変更するときも事前に届出が必要である。なお、産業廃棄物の保管は処理基準を遵守して行わなければならない。

７、アスベスト（石綿）廃棄物の処理

（１）事業活動に伴って排出されるアスベスト（石綿）を含む産業廃棄物は、石綿含有産業廃棄物（通常の産業廃棄物）、廃石綿等（特別管理産業廃棄物）などに分類される。

（２）廃石綿等の処理は、特別管理産業廃棄物に共通の基準が適用されるほか、次の基準が適用される。

① 中間処理は、次の方法によること。
・溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法
・環境大臣が認定する無害化処理による方法

② 直接埋立する場合は、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固形化、薬剤等による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包し、産業廃棄物処理施設である管理型最終処分場のうち一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないようにその表面を土砂で覆うなど必要な措置を講じ埋立処分しなければならない。

（３）石綿含有産業廃棄物の処理は、普通の産業廃棄物に共通の処理基準が適用されるほか、次の基準が適用される。

① 収集運搬の場合
・破砕しない方法により、かつ、その他の物と混合しないように区分して収集運搬すること。

・運搬車両等に積み込む際、やむを得ず切断等が必要な場合は、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行うこと。
・積替え又は保管を行う場合には、その他の廃棄物と混合しないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

② 中間処理の場合（※破砕又は切断は原則として禁止）
・溶融施設において石綿が検出されないよう溶融すること
・環境大臣が認定する無害化処理すること

③ 埋立処分の場合
・産業廃棄物処理施設である最終処分場のうち一定の場所に分散しないように行うとともに、表面を土砂で覆う等、飛散・流出しないよう必要な措置を講じること。

８、水銀使用製品産業廃棄物

金属水銀はこれまで有価物として取り扱われており、廃棄物処理法において特別な規定はされてなかったが、廃棄物処理法施行令改正により、廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物の保管・収集・運搬、処理基準が新たに定義された。（水銀使用製品産業廃棄物に関しては表4参照）

（１）収集運搬基準

水銀使用製品産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他のものと区分して収集し、運搬すること。

（２） 収集運搬基準（積替え保管）

水銀使用製品産業廃棄物の積替え保管を行う場合には、積替え保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

（３） 処分基準（埋立処分を除く）

① 保管を行う場合には、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
② 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
③ 省令で定めるもの（※スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計等の次ページに定めるものが産業廃棄物となったもの）の処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、以下のいずれかの方法によりあらかじめ水銀を回収すること。
a ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
b 水銀使用製品産業廃棄物（※）から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法

（４） 処分基準（埋立処分）

① 安定型最終処分場に埋立てないこと。
② 特定家庭用機器産業廃棄物のうち、廃液晶テレビの埋立処分を行う場合にあっては、あらかじめ廃液晶テレビに含まれる蛍光管の処分又は再生を行うこと。

表4 水銀使用製品産業廃棄物

| ＮＯ | 水銀使用製品産業廃棄物名 | 材料部材 | 回収 |
|---|---|---|---|
| 1 | 水銀電池 | ○ | |
| 2 | 空気亜鉛電池 | ○ | |
| 3 | スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。） | | ○ |
| 4 | 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。） | | |
| 5 | ＨＩＤランプ（高輝度放電ランプ） | | |
| 6 | 放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを除く。） | | |
| 7 | 農薬 | ○ | |
| 8 | 気圧計 | ○ | ○ |
| 9 | 湿度計 | ○ | ○ |
| 10 | 液柱形圧力計 | ○ | ○ |
| 11 | 弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る） | | ○ |
| 12 | 圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る） | | ○ |
| 13 | 真空計 | | ○ |
| 14 | ガラス製温度計 | ○ | ○ |
| 15 | 水銀充満圧力式温度計 | | ○ |
| 16 | 水銀体温計 | ○ | ○ |
| 17 | 水銀式血圧計 | ○ | ○ |
| 18 | 温度定点セル | ○ | |
| 19 | 顔料 | | |
| 20 | ボイラ（二流本サイクルに用いられるものに限る。） | ○ | |
| 21 | 灯台の回転装置 | ○ | ○ |
| 22 | 水銀トリム・ヒール調整装置 | ○ | ○ |
| 23 | 放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを含む。）を除く） | | ○ |
| 24 | 水銀抵抗原器 | ○ | |
| 25 | 差圧式流量計 | ○ | ○ |
| 26 | 傾斜計 | ○ | ○ |
| 27 | 水銀圧入法測定装置 | ○ | |
| 28 | 周波数標準機 | | |
| 29 | ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く） | ○ | |
| 30 | 容積形力計 | ○ | ○ |
| 31 | 滴下水銀電極 | ○ | ○ |
| 32 | 参照電極 | ○ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 33 | 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。) | ○ | |
| 34 | 握力計 | ○ | ○ |
| 35 | 医薬品 | ○ | |
| 36 | 水銀の製剤 | ○ | |
| 37 | 塩化第一水銀の製剤 | ○ | |
| 38 | 塩化第二水銀の製剤 | ○ | |
| 39 | よう化第二水銀の製剤 | ○ | |
| 40 | 硝酸第一水銀の製剤 | ○ | |
| 41 | 硝酸第二水銀の製剤 | ○ | |
| 42 | チオシアン酸第二水銀の製剤 | ○ | |
| 43 | 酢酸フェニル水銀の製剤 | ○ | |
| ※ | 浮ひょう形密度計 | | ○ |
| ※ | 積算時間計 | | ○ |
| ※ | ひずみゲージ式センサ | | ○ |
| ※ | 電流計 | | ○ |
| ※ | ジャイロコンパス | | ○ |

材料部材：水銀使用製品産業廃棄物を材料又は材料として用いて製造される水銀使用製品（組込製品）
回収：水銀使用製品産業廃棄物で水銀回収が義務つけられているもの

水銀含有ばいじん等

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい　含有量15mg/kg超（1,000mg/kg超は水銀回収が必要）
廃酸、廃アルカリ　含有量15mg/Ｌ超（1,000mg/Ｌ超は水銀回収が必要）

## 第３章　処理の委託

１、委託契約書について

排出事業者が、産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理委託（収集運搬、処分）をする場合、契約は口頭ではなく、廃棄物処理法に基づき必ず書面で行わなければならない。契約書は、収集運搬用と処分用で２通りの委託契約書を作成する必要があり、また、この契約書には処分先や料金など法令に掲げる記載事項が含まれなければならない。もし適正な契約を結ばなかった場合、罰金等の刑罰が科せられる。次項のマニフェストを交付していれば、委託契約書は必要ない、ということは決してない。

２、マニフェストについて

（１）紙マニフェスト

排出事業者が、産業廃棄物を処理業許可業者に引き渡す際には、法令により産業廃棄物管理票（マニフェスト）という伝票（７枚の用紙）を交付しなければならない。イメージとしては、産業廃棄物についてまわる納品伝票のようなものである。

マニフェストは、「産業廃棄物を管理するための伝票」として使用され、最終処分が終了するまで産業廃棄物についてまわる。処理委託された産業廃棄物の処理が終わった後、マニフェ

ストはその報告として排出事業者へ送る。
　なお、マニフェストを適正に使用しない場合や、虚偽の記載をした場合、行政処分や罰金が科せられる。

（２）電子マニフェスト
　　最近では電子マニフェスト制度が普及してきている。電子マニフェストとは、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（ＪＷＮＥＴ）が運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などから電子化したマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものである。処理の終了報告が電子メールなどで排出事業者に通知され、データ管理は情報処理センターで行われることから、紙マニフェストの保存も必要ない。しかし、電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要がある。合理的な適正処理を推進するためにも、電子マニフェストの利用を勧める。

３、帳簿の備付と保存
　許可を受けた産業廃棄物処理業者は、事業場ごとに帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに、処理実績を項目ごとに定められた期間までに記載しなければならない。
　また、当該帳簿については1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存することが法に規定されている。

４、再委託の禁止
　再委託は、原則として禁止されている。
　再委託とは、排出事業者と当初に委託を結んだ者（受託者）が、自ら当該受託業務を行うことが出来なくなった場合に、他の者にその業務をおこなうよう委託することである。
　ただし、下記の再委託基準を満たしている場合には例外的に再委託が認められている。
　　①あらかじめ、排出事業者が当初の受託者が再委託者に再委託することを書面により承諾していること。
　　②受託者と再受託者との間に委託契約に基づいた当初の委託契約と同じ内容の再委託契約が結ばれていること。

## 第４章　処理の基準

１、産業廃棄物の収集・運搬基準
　①産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
　②収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
　③産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること。
　④運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
　⑤　運搬車を用いて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合には、運搬車の車体の両側に表示をし、かつ、その運搬車に書面を備え付けなければなりません。
　　この規定は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集・運搬業者のみでなく、自己の産業廃棄物を自ら運搬する排出事業者も対象となります。

２、表示の方法
運搬車の車体の両側面に鮮明に表示
識別しやすい色の文字で表示
文字の大きさ（表３参照）
表示内容及び備え付ける書面

運搬車の車体に表示する内容及び備え付ける書面　　表３

| | 排出事業者 | 産業廃棄物収集・運搬業者 |
|---|---|---|
| 車体への表示内容 | ①産業廃棄物の収集・運搬車両であること<br>②氏名又は名称 | ①産業廃棄物の収集･運搬車両であること<br>②氏名又は名称<br>③統一許可番号（下6桁） |
| 文字の大きさ | 上記①140ポイント（おおむね縦横50mm）以上の大きさの文字及び数字<br>上記②③90ポイント（おおむね縦横30mm）以上の大きさの文字及び数字 | |
| 備え付ける書面 | 以下の内容を記載した書面<br>1 氏名又は名称及び住所<br>2 運搬する産業廃棄物の種類及び数量<br>3 積載日<br>4 積載した事業場の名称、所在地、連絡先<br>5 連絡先の事業場の名称、所在地、連絡先 | ①許可証の写し<br>②以下の書類のいづれか<br>ア　紙マニフェストの場合<br>交付された紙マニフェスト<br>イ　電子マニフェストの場合<br>電子マニフェストの使用証の写し<br>以下の内容を記載した書面あるいは電子データ<br>1 運搬する産業廃棄物の種類及び数量<br>2委託者の氏名又は名称<br>3 積載日<br>4 積載した事業場の名称、連絡先<br>5　運搬先の事業場の名称、連絡先 |

表示例

| |
|---|
| 産業廃棄物収集運搬車<br>株式会社 ○×産業<br>第123456号 |

# 第５章　処理業の許可

１、　許可の種類

他人から委託を受けて産業廃棄物の収集・運搬又は処分を行うには産業廃棄物の処理業の許可が必要である。

処理業には、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類ごとに、収集運搬業と処分業の許可があり、次の4種類の許可がある。

①産業廃棄物収集・運搬業
②産業廃棄物処分業
③特別管理産業廃棄物収集・運搬業
④特別管理産業廃棄物処分業

（１）許可申請

産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受ける必要がある。

ただし、運搬のみを業として行う場合には、積み下ろしを行う区域を管轄する都道府県知事の許可を得ればよく、途中通過する都道府県についての許可は得る必要はない。

（２）許可基準

業の許可を取得するには、以下の基準に適合していなければならない。

１　申請者の能力

２　欠格条項に該当していないか

①申請者の能力

イ　事業の用に供する基準に適合する施設

収集運搬車両、運搬容器、駐車場等

ロ　申請者の知識及び技能

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（ＪＷセンター）の講習会を受講し、修了証の交付を受けていること。有効期間は新規用5年、更新用2年

ハ　申請者の経理的基礎

申請者が事業を的確かつ継続して行うに足りる状況にあるか

②欠格条項

破産者、暴力団員、その他

（３）変更許可申請

処理業の許可を受けている者が、事業の範囲を変更しようとするときは、当該変更が事業の一部廃止である場合を除き、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」を都道府県知事に提出し、その許可を受ける必要がある。事業範囲の変更とは、次のような場合が該当する。

①取扱う産業廃棄物の種類（収集・運搬業、処分業共通）

②積替保管を行うかどうか（収集・運搬業）

③処分方法の変更（処分業）

（４）更新許可申請

法は「許可は5年後ごとに更新を受けなければ、その期間経過によりその効力を失う」と規定しており、５年後ごとの更新許可申請が必要である。

許可の有効期間の満了の日までに更新許可申請を行えば、処分（許可、不許可）がされるまでの間は、継続して業を行うことができる。

（５）廃止、変更届

処理業の許可を受けた者で、事業の全部又は一部を廃止したとき、又は住所その他施行規則で定める事項を変更した場合には、当該変更又は廃止の日から１０日以内にその旨を都道府県知事等に届け出る必要がある。

## ２、欠格要件

１　成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの
２　禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から５年を経過しない者
３　廃棄物処理法その他環境保全法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法（傷害・現場幇助・暴行・凶器準備集合及び結集・脅迫・背任）、暴力行為等の処罰に関する法律の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から５年を経過しない者
４　重大な廃棄物処理法違反又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反により禁固以上の刑若しくは罰金刑に処せられた者、及び不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められた者で、許可を取り消され、その取消の日から５年を経過しない者
５　廃棄物処理法又は浄化槽法に基づく許可取消しの聴聞通知があった日から、その処分を決定するまでの間に廃止届出書を提出し、５年を経過しない者
６　廃棄物処理業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者
７　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しないもの（暴力団員等）
８　未成年者の法定代理人が１から７までのいずれかに該当するもの
９　法人で役員又は政令で定める使用人のうち１から８までのいずれかに該当する者のあるもの
１０　暴力団員等がその事業活動を支配するもの
１１　個人で政令で定める使用人のうち１から７までのいずれかに該当する者のあるもの

欠格要件対象となる者は下記のとおりです。
１　法人及び法人における役員等
　・業務を執行する取締役、執行役又はこれらに準ずる者
　（例）株式会社、特例有限会社の代表取締役、取締役、監査役等
　　合名会社、合資会社の無限責任社員等
　　事業協同組合の代表理事、理事、監事等
　・法人の業務を執行する権限はないが、実質的な支配力を有する者
　（例）相談役、顧問等の名称を称する者
　　発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する者
　　出資総額の１００分の５以上の出資をしている者
　　法人に対し多額の資金を提供し、実質的に経営に介入している者　等
２　法人における政令で定める使用人
　申請者の使用人で、次のいずれかに掲げるもの
　ア　本店又は支店の代表者
　イ　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集・運搬、処分、

再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者

3　個人事業者及び個人事業者における政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるもの

ア　主たる事務所又は従たる事務所の代表者

イ　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集・運搬、処分、再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者

産業廃棄物処理の流れ　「事業所で廃棄物が発生した場合」

① 産業廃棄物　又は　事業系一般廃棄物

産業廃棄物該当　⇩

② 産業廃棄物　又は　特別管理産業廃棄物

産業廃棄物該当　⇩

③ 産業廃棄物の種類の何に該当するか　排出事業者が判断

⇩

④ 取り扱える産業廃棄物であるか確認

※注意
排出事業者、処理業者にて確認
都道府県により種類の判定が異なる場合あり。

⇩

⑤ 処理委託契約の締結（書面）

⇩

⑥ 産業廃棄物の引き渡し、マニフェストの交付

⇩

排出事業者：マニフェスト交付
処理業者（運転手）：マニフェスト受領
産業廃棄物の引き受け

⑦ 収集運搬　処理業者（運転手）

⇩

⑧ 中間処理　処理業者（中間処理工場）

⇩

⑨ 収集運搬　処理業者（運転手）

⇩

⑩ 最終処分　　処理業者（最終処分場）

⇩

⑪ 最終処分の報告　　処理業者（最終処分）→排出事業者

ヒヤリングシート

1　何を収集・運搬するのか（具体的にどのような業種から発生するのか？会社名までわかれば会社名、所在地を確認。産業廃棄物の容姿、形状等）

2　どこで収集し、どこに運搬するのか？（都道府県、処分場）
処分場が決まっていない場合は都道府県の資源循環協会のホームページで処分できる産業廃棄物を確認する。

3　収集運搬する車両は最低１台あるか？（所有権若しくは使用権原があること。レンタル車両は不可）車検証で確認

4　車庫はあるか？（所有権若しくは使用権原があること）土地の登記簿簿謄本、賃貸借契約書で確認。役員個人の所有は使用承諾書

5　講習会は受講しているか？　修了証で確認。基本的に役員（取締役）の受講が原則だが、政令使用人でも可

6　役員、５％以上の株主の確認。履歴事項全部証明書、法人税確定申告書別表２

7　欠格要件に該当する役員はいないか？

※神奈川県のホームページから申請様式を入手し、下書用として使用すればよいでしょう。

仕事のながれ

顧客と電話で応対

↓

新規か更新か？
何を運ぶのか？
どこからどこに運ぶのかを確認
講習会を受講したか？（受講していなければ受講してもらう）

申請に必要となる書類をＦＡＸかメールで案内する

↓

申請に必要な書類が揃ったとの連絡あり

顧客と会い、書類を確認する

↓

なるべく、こちらから出向き、本社、車庫の位置を確認したほうがよいでしょう。
自治体に支払う申請手数料は先に預かりましょう。

委任状等でこちらが揃える書類はこちらで収集する

↓

申請書類の作成
申請日の予約

↓

自治体によっては予約が１か月先になることもあるので、
早めに申請の予約したほうがよいでしょう。

予約した日に許可申請をする

許可までおおむね２か月を要します。
許可証の返信用封筒若しくはレターパックを一緒に
提出しましょう。
許可証の郵送先は行政書士でも可能ですが、
委任状に「許可証の受領権限」が入っていないと不可です。

155 産業廃棄物処理業許可申請〔収集運搬・積替保管を除く〕 〈前回:142〉

| 回答者 | 5万円未満 | 5万円～10万円未満 | 10万円～15万円未満 | 15万円～20万円未満 | 20万円～25万円未満 | 25万円～30万円未満 | 30万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 227 | 7 | 81 | 94 | 34 | 9 | 1 | 1 | 109,349 | 9,000 | 324,000 | 108,000 |
| 100.0% | 3.1% | 35.7% | 41.4% | 15.0% | 4.0% | 0.4% | 0.4% | | | | 31件 |

156 産業廃棄物処理業許可申請〔収集運搬・積替保管を含む〕 〈前回:143〉

| 回答者 | 5万円未満 | 5万円～10万円未満 | 10万円～15万円未満 | 15万円～20万円未満 | 20万円～25万円未満 | 25万円～30万円未満 | 30万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 86 | 1 | 23 | 23 | 13 | 8 | 6 | 12 | 182,916 | 30,000 | 1,080,000 | 100,000 |
| 100.0% | 1.2% | 26.7% | 26.7% | 15.1% | 9.3% | 7.0% | 14.0% | | | | 9件 |

157 産業廃棄物処理業許可申請〔中間処理(焼却、破砕等)〕 〈前回:144〉

| 回答者 | 25万円未満 | 25万円～50万円未満 | 50万円～75万円未満 | 75万円～100万円未満 | 100万円～200万円未満 | 200万円～300万円未満 | 300万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 37 | 16 | 13 | 3 | 1 | 3 | 1 | 0 | 429,077 | 70,000 | 2,700,000 | 150,000 |
| 100.0% | 43.2% | 35.1% | 8.1% | 2.7% | 8.1% | 2.7% | 0.0% | | | | 3件 |

158 産業廃棄物処理業許可申請〔最終処分〕 〈前回:145〉

| 回答者 | 25万円未満 | 25万円～50万円未満 | 50万円～75万円未満 | 75万円～100万円未満 | 100万円～200万円未満 | 200万円～300万円未満 | 300万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 651,429 | 20,000 | 3,000,000 | - |
| 100.0% | 42.9% | 28.6% | 14.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 14.3% | | | | 件 |

159 産業廃棄物処理施設設置許可申請〔中間処理(焼却、破砕等)〕 〈前回:146〉

| 回答者 | 20万円未満 | 20万円～40万円未満 | 40万円～60万円未満 | 60万円～80万円未満 | 80万円～100万円未満 | 100万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 9 | 6 | 3 | 1 | 0 | 2 | 424,912 | 30,000 | 2,000,000 | 150,000 |
| 100.0% | 42.9% | 28.6% | 14.3% | 4.8% | 0.0% | 9.5% | | | | 3件 |

160 産業廃棄物処理施設設置許可申請〔最終処分(埋立、その他)〕 〈前回:147〉

| 回答者 | 25万円未満 | 25万円～50万円未満 | 50万円～75万円未満 | 75万円～100万円未満 | 100万円～200万円未満 | 200万円～300万円未満 | 300万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 439,000 | 30,000 | 1,080,000 | - |
| 100.0% | 33.3% | 33.3% | 16.7% | 0.0% | 16.7% | 0.0% | 0.0% | | | | 件 |

161 特別管理産業廃棄物処理業許可申請〔収集運搬・積替保管を除く〕 〈前回:148〉

| 回答者 | 5万円未満 | 5万円～7.5万円未満 | 7.5万円～10万円未満 | 10万円～12.5万円未満 | 12.5万円～15万円未満 | 15万円～20万円未満 | 20万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 38 | 2 | 5 | 4 | 16 | 1 | 7 | 3 | 132,708 | 10,000 | 1,000,000 | 100,000 |
| 100.0% | 5.3% | 13.2% | 10.5% | 42.1% | 2.6% | 18.4% | 7.9% | | | | 9件 |

162 特別管理産業廃棄物処理業許可申請〔収集運搬・積替保管を含む〕 〈前回:149〉

| 回答者 | 10万円未満 | 10万円～20万円未満 | 20万円～30万円未満 | 30万円～40万円未満 | 40万円～50万円未満 | 50万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 3 | 4 | 3 | 3 | 1 | 2 | 310,013 | 64,800 | 1,500,000 | 200,000 |
| 100.0% | 18.8% | 25.0% | 18.8% | 18.8% | 6.3% | 12.5% | | | | 3件 |

163 産業廃棄物処理業・変更許可申請〔収集運搬・積替保管を除く/ 含む〕 〈前回:150〉

| 回答者 | 2.5万円未満 | 2.5万円～5万円未満 | 5万円～7.5万円未満 | 7.5万円～10万円未満 | 10万円～12.5万円未満 | 12.5万円～15万円未満 | 15万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 65 | 17 | 12 | 12 | 13 | 6 | 1 | 4 | 64,735 | 8,640 | 500,000 | 32,400 |
| 100.0% | 26.2% | 18.5% | 18.5% | 20.0% | 9.2% | 1.5% | 6.2% | | | | 5件 |

164 特別管理産業廃棄物処理業・変更許可申請〔収集運搬・積替保管を除く/含む〕 〈前回:151〉

| 回答者 | 5万円未満 | 5万円～7.5万円未満 | 7.5万円～10万円未満 | 10万円～12.5万円未満 | 12.5万円～15万円未満 | 15万円～20万円未満 | 20万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 22 | 6 | 5 | 3 | 4 | 0 | 1 | 3 | 115,905 | 10,800 | 700,000 | 15,000 |
| 100.0% | 27.3% | 22.7% | 13.6% | 18.2% | 0.0% | 4.5% | 13.6% | | | | 2件 |

165 産業廃棄物処理業・更新許可申請〔収集運搬・積替保管を除く/ 含む〕 〈前回:152〉

| 回答者 | 5万円未満 | 5万円～7.5万円未満 | 7.5万円～10万円未満 | 10万円～12.5万円未満 | 12.5万円～15万円未満 | 15万円～20万円未満 | 20万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 115 | 14 | 31 | 37 | 10 | 4 | 9 | 10 | 106,150 | 20,000 | 700,000 | 80,000 |
| 100.0% | 12.2% | 27.0% | 32.2% | 8.7% | 3.5% | 7.8% | 8.7% | | | | 15件 |

166 特別管理産業廃棄物処理業・更新許可申請〔収集運搬・積替保管を除く/含む〕 〈前回:153〉

| 回答者 | 5万円未満 | 5万円～7.5万円未満 | 7.5万円～10万円未満 | 10万円～12.5万円未満 | 12.5万円～15万円未満 | 15万円～20万円未満 | 20万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 | 3 | 7 | 5 | 6 | 0 | 2 | 3 | 131,884 | 30,000 | 800,000 | 80,000 |
| 100.0% | 11.5% | 26.9% | 19.2% | 23.1% | 0.0% | 7.7% | 11.5% | | | | 3件 |

167 薬局開設許可 〈前回:154〉

| 回答者 | 10万円未満 | 10万円～15万円未満 | 15万円～20万円未満 | 20万円～25万円未満 | 25万円～30万円未満 | 30万円～35万円未満 | 35万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 249,886 | 97,200 | 460,000 | - |
| 100.0% | 14.3% | 14.3% | 28.6% | 0.0% | 0.0% | 14.3% | 28.6% | | | | 件 |

168 化粧品製造販売許可 〈前回:155〉

| 回答者 | 10万円未満 | 10万円～15万円未満 | 15万円～20万円未満 | 20万円～25万円未満 | 25万円～30万円未満 | 30万円～35万円未満 | 35万円以上 | 平均 | 最小値 | 最大値 | 最頻値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 186,667 | 100,000 | 250,000 | - |
| 100.0% | 0.0% | 33.3% | 0.0% | 33.3% | 33.3% | 0.0% | 0.0% | | | | 件 |